

公益財団法人 日本下水道新技術機構

第 13 回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成 28 年 5 月 24 日 (火) 15 時 00 分から 16 時 51 分
- 2 開催された場所 公益財団法人 日本下水道新技術機構 8 階特別会議室
- 3 理事総数 7 名
- 4 出席理事数 7 名
(出席) 江藤 隆 岡久 宏史 大村 達夫 手島 康博
永澤 章行 長澤 毅 花木 啓祐
(監事出席) 穂本 守雄 丸山 淳一

5 議案及び報告事項

議案(決議事項)

第 1 号議案「平成 27 年度事業報告及び決算」の承認に関する件

(1) 平成 27 年度事業報告(案)

(2) 平成 27 年度決算関係書類(案)

第 2 号議案 給与規程の一部改正に関する件

第 3 号議案 特定資産取扱規程の一部改正に関する件

第 4 号議案 中期事業計画の策定に関する件

第 5 号議案 第 9 回評議員会の招集に関する件

報告事項

(1) 第 8 回評議員会開催報告

(2) 平成 27 事業年度監査報告

(3) 熊本地震への対応について

(4) 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告

6 議事の経過の要領及びその結果

(1) 議決に加わらない決議事項への事前申し出及び議決数の報告

古瀬事務局長から、理事の中で、特別の利害関係を有するため議決に加わることができない決議事項があれば議決の前に議長に申し出をされるよう説明があった。そのうえで、本理事会の出席者数は 7 名全員出席であり、特別の利害関係を有すると申し出をされる理事がいなければ、本理事会での決議事項は成立することの報告があった。

(2) 議長の選出

古瀬事務局長から、理事会運営規則第 6 条第 1 項の規定により、「理事会の議長は、理事長がこれに当たる」と定められていることの説明があり、これに則り江藤理事長が議長を務めることとなった。

(3) 議事録署名人の報告

江藤議長から議事録署名人は、定款第 43 条第 2 項の規定により出席した代表理事及び監事であることから、江藤代表理事と穂本、丸山両監事が議事録署名人になることの報告があった。

(4) 議案の審議状況及び決議結果等

○決議事項

第1号議案「平成26年度事業報告及び決算」の承認に関する件

冒頭、岡久専務理事から当該議案は定款第9条第1項の規定に基づくものであり、作成書類は、①事業報告、②事業報告附属明細書、③貸借対照表、④正味財産増減計算書、⑤正味財産増減計算書内訳表、⑥財務諸表に対する注記、⑦附属明細書、⑧財産目録であることの説明があった。そのうえで、「平成27年度事業報告(案)」及び「平成27年度決算関係書類(案)」の両案について、岡久専務理事及び事務局から配布資料に基づき一括して説明があった。このあと、権本監事より平成27事業年度監査報告が報告事項(2)の監査報告書に基づき報告された。

このあと、同議案に関して、次の発言・質疑応答があった。

大村理事 事業報告の中に国際会議への参加実績はあるが、機構の新技术に関する調査・研究などの事業の海外展開についてお聞きしたい。

事務局 海外への支援については、地方自治体が自治体のフィールドで行ったものについて民間と共同で海外展開している例はある。機構は、国際会議等において調査・研究等の成果発表という形で海外と交流しているが、海外での調査・研究を受託するような形のものはない。

大村理事 これまで、海外における調査・研究等の案件はなかったのか。

江藤議長 海外の下水道に関してどのような課題があるのか民間と一っしょに調査した実績はある。それ以降、下水道協会にGCUSという団体があり、この団体を中心に海外展開活動を進めていくことになったが、海外における個別・具体案件で機構に支援要請があれば対応したいと考えている。

大村理事 新技术の調査・研究など、機構でなければできないような事業の海外展開を推進するうえで、海外展開に対応できるような部署がなければこれをつくるなど積極的に取り組んでもらいたい。

江藤議長 例えば、機構としては国際会議において、審査証明技術を海外に発信したが、このような活動はこれからも行っていきたいと考えている。また、中期事業計画の調査・研究のテーマとして、どこの国を対象に、どの技術をとということも念頭において考えていかなければならないと思っている。

岡久専務理事 海外展開については、国もかなり力を入れている。また、海外展開に意欲的な民間も相当あることから、機構としてもそのような民間と連携して技術的なサポートをしていきたいと考えている。

大村理事 27年度は、1000万円ほど黒字ということだが、28年度の事業計画はその黒字分を支出するようなことになっているのか。

江藤議長 28年度の事業計画は、27年度決算が黒字になると見込まれたことから、1200万円の赤字の予算を組んでいる。

以上のほか、意見・質問はなく、議長が同議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案 給与規程の一部改正に関する件

事務局から、本機構の管理職員が、臨時又は緊急の場合及び災害の対処等職務上の必要から、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は週休日等以外の午前0時から午前5時までの間の時間に勤務した場合、国に準拠し、当該職員に対して管理職員特別勤務手当を支給することとした給与規程の一部改正する提案理由及び改正条文について説明があった。

このあと、意見・質問はなく、議長が同議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第3号議案 特定資産取扱規程の一部改正に関する件

事務局から、平成25年に実施した設立20周年記念事業における諸行事の費用として、本規程に定める20周年記念引当資産を取り崩して財源に充てたが、当該資産の会計処理も完了したことからこれを廃止すること。また、公益法人には、新規事業の開始や既存事業の拡大等、将来の特定の事業の実施に充てるために積み立てる資金を特定費用準備資金として保有が認められていることから、機構の保有する特定資産として特定費用準備資金を本規程に位置づけるとともに、当該資金は保有目的や積立額、取崩制限等の要件を充たすことが求められているため、その取扱いについて定めておく必要があるとした本規程を一部改正する提案理由及び改正条文について説明があった。

このあと、同議案に関して、次の発言・質疑応答があった。

花木理事 この議案は、本日、特定費用準備資金という枠組みだけつくって、今後、個別の事業ごとに理事会に提案がなされるものと理解してよいか。

江藤議長 そのとおりである。本理事会において特定費用準備資金を規程に位置づけるとともに、その取扱いについて定めておくということである。

丸山監事 規程第6条の特定費用準備資金の条文について、その根拠となるような規則等はあるのか。

事務局 第6条は、公益法人認定法施行規則第18条の規定に基づき、モデル規程も参考にして特定費用準備資金の取扱いについて定めたものである。なお、他法人では、特定費用準備資金の取扱いのみを規程として定めているところもあるが、機構には、もともと特定資産取扱規程があり、特定費用準備資金も特定資産に変わりがないことから、本規程の中に位置づけることとした。

丸山監事 本日の理事会でこの規程が機関決定されれば、この規程を公益認定等委員会に報告するのか。

事務局 規程そのものは報告事項ではないが、実際に特定費用準備資金を積み立てる段階になれば、当該資金の内容とともに届け出ることになる。

大村理事 この度、機構が特定費用準備資金を保有することとした理由又は経緯について伺いたい。

江藤議長 公益法人には収支相償という制約があって、収支が黒字の場合、その分を翌年度において支出しなければならないが、複数年度にまたがって黒字になるような場合、27年度に続き本年度が黒字となった場合にどうするか考えておく必要があること。また、27年度は黒字となることが見込まれたので、固有研究に投資して黒字幅の縮小に努めたが、この固有研究を複数年度にまたがって計画的に行えるような仕組みを考える必要があるのではないかとということで、今回、このような提案をさせていただいた。なお、固有研究については、今年度の収支状況をみて、そのテーマ、金額及び期間等を整理したうえで、理事会に諮ることとしたいと考えている。

このあと、意見・質問はなく、議長が同議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第4号議案 中期事業計画の策定に関する件

事務局から、平成27年12月に国より下水道技術ビジョンが公表され、今後の技術開発の方向性、中期的な目標、国、地方公共団体、民間などの役割分担が示され、本機構においても重要な位置づけがなされていること。これを踏まえ、機構として技術ビジョンとの整合に配慮し、地方公共団体のニーズを踏まえ、今後の技術開発の基本方針や取り組み姿勢を明らかにした平成28年度を初年度とする中期事業計画（5カ年計画）を策定することとしたこと。策定に当たっては、理事会・評議員

会における意見・指摘を踏まえるとともにパブリックコメントの結果を反映させたものであることの説明の後、本計画の内容について説明があった。

このあと、同議案に関して、次の発言・質疑応答があった。

手島理事 資料3頁の資源・エネルギー循環と水環境の中で、エネルギー需給のひっ迫とあるのは、どのような背景あるいは観点から記述されたものか。

事務局 世界的、長期的にみた場合、炭素系の化石燃料などはなくなっていく方向にあるということを記述したものである。

大村理事 資料4頁の新たな価値の創造に関して、下水道の持っている情報を活用するといった切り口があってもよいのではないかと思っている。

下水道は様々な情報を持っているので、地域がどういう状況にあるのかということが分かる。例えば、下水道の使用量の伸びでその地域の成長度をみることができる。このような下水道の持つ様々な情報を活用することは、安全・安心な地域づくりに貢献するのではないかと考える。このように下水道の持つ情報をうまく活用して、地域社会におけるリスク管理や活性化にその情報を役立たせるようなことを、本計画の新たな価値の創造の中に入れることを提案したい。

これを受けて、議長が大村理事の提案について諮ったところ異議はなかったので、事務局に対し、大村理事の提案内容を盛り込んだ形で同議案の修正案を作成するよう要請があった。

このあと引き続き、同議案に関して、次の発言・質疑応答があった。

丸山監事 資料10頁の審査証明技術のフォローアップの中で、更新時以外でも、ユーザーからのクレーム対応、審査証明技術に関するトラブル情報の収集と対応を行うとあるが、今までは行っていたのか。特に、これから強化していくということなのか

事務局 これまでも、不具合があった場合、報告を受けること及びそれに対するフォローが規定上入っており、更新時にそういう情報を確認して更新の審査証明を行っていたが、文書の様式や提出時期などルール化して、よりきめ細かにタイムラグなく情報が集まるような形で進めていけるよう強化していくということである。

長澤理事 この中期事業計画の例えば技術開発計画において、規模や目標などを数量で示してあれば、見る方の理解も深まると思うがいかがか。

事務局 今後、本計画を進めていく中で、規模や目標等を数値・数量で示すことが可能なものについては出していきたいと考えている。

岡久専務理事 現在は、機構の中期事業計画への取組みの考え方をしっかり打ち出して、これを共同研究の相手方である民間や地方公共団体にアピールしていきたいと思っており、具体の研究項目は、これから相当出てくるものと考えている。そういう形で中期事業計画を進めていきたいと考えている。

以上のほか意見・質問等はなく、議長が同議案の修正案作成の間、審議を一旦中断し、次の議案等の議事を進行することについて諮ったところ、異議はなかったので、第4号議案の審議は中断となった。

第5号議案 第9回評議員会の招集に関する件

事務局から、第9回評議員会を定款第20条第1項の規定に基づき、6月13日(月)午後3時から当機構特別会議室で開催したい旨の説明があった。

議案は平成27年度決算関係書類の承認に関する件であり、報告事項として理事会の決議事項である平成27年度事業報告、給与規程の一部改正、特定資産取扱規程の一部改正及び中期事業計画の策定についての報告と、理事会での報告事項であ

る平成 27 事業年度監査報告、熊本地震への対応について、代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告とのことであった。

このあと、意見・質問はなく、議長が同議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○報告事項

- 1 事務局より、第 8 回評議員会開催結果の報告があった。
- 2 事務局より、熊本地震への対応について報告があった。
- 3 代表理事(江藤理事長)及び業務執行理事(岡久専務理事)から職務執行状況の報告があった。

○決議事項

第 4 号議案 中期事業計画の策定に関する件(審議再開)

16 時 47 分、中断していた第 4 号議案について、議長から同議案の審議再開が宣せられ、議長の求めに応じ事務局から同議案の修正案について説明があった。

このあと、議長から同議案の修正案に関して意見・質問を求めたところ、花木理事から、修正案の中の「水質情報」は「水量・水質情報」とした方がより適切ではないかという提案があった。これを受けて、議長が花木理事の提案について諮ったが異議はなかったため、花木理事の提案内容を盛り込んだ形で再修正したうえで、同議案について諮ったところ、出席理事全員一致で可決した。


以上をもって議案及び報告事項について、すべて終了したので、16 時 51 分、議長は閉会を宣し、解散した。

なお、理事長挨拶の際、この度の熊本地震で犠牲になられた方々に対し出席者全員で黙とうを行った。


以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成 28 年 5 月 24 日

代表理事

江藤 隆 

監 事

穂本 守雄 

監 事

丸山 淳一 